

PCB廃棄物の 期限内処理に向けて

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 福井 和樹

1. PCB廃棄物処理の経緯

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、絶縁性が良い、化学的に安定している、熱により分解しにくい、不燃性であるなどの性質を有する物質であり、変圧器及びコンデンサー用の絶縁油、熱媒体、感圧複写紙等幅広い分野で使用されてきた。

しかし、昭和43年にカネミ油症事件が発生するなどその有害性が社会問題化し、昭和47年以降PCBの新たな製造は無くなり、その後、昭和49年に施行された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、PCBの製造、輸入等が原則禁止となった。

その後、既に製造されたPCBの処理

に向けて、民間主導によるPCB処理施設設置が何度も試みられたが、施設の設定に関し住民の理解が得られなかったこと等から、ほぼ30年の長きにわたりほとんど処理が行われなかった。保管の長期化により、紛失や漏洩による環境汚染が懸念されたこと、国際的にもPCBの適正な処理に向けての条約が成立したこと等から、これらの確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年7月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に係る法律」（平成13年法律第65号。以下「PCB特別措置法」という。）が制定された。PCB特別措置法では、PCB廃棄物の保管、処分等について必要な規制を行うとともに、PCB廃棄物の処理のための必要な体制

整備を進めることなどが規定されている。

現在、高濃度PCB廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）が全国5カ所（北九州、大阪、豊田、東京及び北海道事業所）において拠点の広域処理施設を整備し、処理を進めているところである。

2. 法改正及び処理に向けたスケジュール

JESCOを活用した変圧器、コンデンサー等、安定器及びその他汚染物等の処理については、平成26年6月に変更したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）において、変更前の基本計画から処理に係る期限を延長し、この約束を確実に達成すべく、平成28年5月にPCB特別措置法が改正されたところである。法改正の内容は以下のとおりであり、強力な措置が講じられている。

- ①政府一丸となって取り組むため、基本計画を閣議決定により定める。
- ②高濃度PCB廃棄物の処理期限の1年前までを処分期間としてその期間内の処分を義務付け、義務違反に対しては改善命令ができることとし、命令違反には罰則を適用する。
- ③PCB特措法に基づく届出がなされていない高濃度PCB廃棄物等について、都道府県及び政令市による事業者への報告徴収や立入検査の権限を強化する。

④保管事業者が不明等の場合、都道府県等は高濃度PCBの処分に係る代執行を行うことができることとする。

この法改正に伴い、処分期間が最も早い北九州事業エリア（中国・四国・九州・沖縄各県）において、平成29年度末と切迫した状況にある。

3. 処理推進のための助成制度等

高濃度PCB廃棄物の処理については、世界に類を見ない大規模化学処理方式を採用しており、処理費用の負担が大きくなっている。廃棄物の処理は、排出事業者責任の原則があるが、この状況を鑑み、種々の助成制度を設けている。法改正に併せて平成29年度からは助成制度の拡充が行われた。主なものは以下のとおり。

(1) PCB廃棄物処理基金

中小企業者等が保管している高濃度PCB廃棄物のJESCOでの処理に要する

費用の70%軽減措置を行うPCB廃棄物処理基金を、国と都道府県が協同して造成しているところである。

平成26年4月に関係法令等の改正を行い、これまでPCB廃棄物の処理費用軽減の対象となっていなかった「PCB廃棄物を保管する常時使用する従業員の数が100人以下の法人」を70%軽減措置、「PCB廃棄物を保管する個人（個人事業主を除く。）」を95%軽減措置の対象として追加した。また「清算中、特別清算中若しくは破産手続中の法人」について処理に要する費用の95%軽減措置を行うこととした。この手続きについては、JESCOにおける処理に向けた高濃度PCB廃棄物の登録の際に申請することができる。

(2) 日本政策金融公庫における貸付制度

日本政策金融公庫では、平成29年度から、中小事業者を対象に、PCB廃棄物を処分委託するために必要な長期運転資金（保管、収集運搬及び処分費用を

含む）を融資する制度を開始した。これはJESCOに処分委託を行うものについて、特別金利③（0.31%～）で融資を行うのみならず、無害化認定施設等に処分委託する低濃度PCB廃棄物についても基準金利（1.21%～）で融資を行うものであり、幅広い活用が可能である。申し込みについては、日本公庫各支店の中小企業事業の窓口及び代理店の窓口にて行うことができる。

(3) PCB使用照明器具のLED化によるCO₂削減推進事業

環境省では、平成29年度から、PCB使用照明器具のLEDへの交換を支援する事業を開始した。本事業では、民間事業者等が以下の3要件を満たす場合、工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費及び事務費の2分の1の補助を行うこととしている。

- ①現在使用中の照明器具の安定器にPCBが含有されていること
- ②LED化により生じるPCB廃棄物の早期処理が確実であること
- ③交換する照明器具がLED一体型器具であること

本事業は、一般社団法人環境技術普及促進協会が窓口となり実施しており、順次追加公募を行うことを予定している。詳細については以下のウェブサイトを参考にされたい（http://www.eta.or.jp/offering/17_1led/170424.php）。

高濃度PCB廃棄物は、期限が過ぎると事実上処理が困難になることから、いま一度、各事業場に残されていないか確認の上、発見された際にはこれらの助成制度等を積極的に活用し、早期処理に協力をお願いしたい。

PCB廃棄物またはそのおそれのあるものを保管している事業者においては、まず都道府県市の産業廃棄物担当窓口にご相談いただきたい。

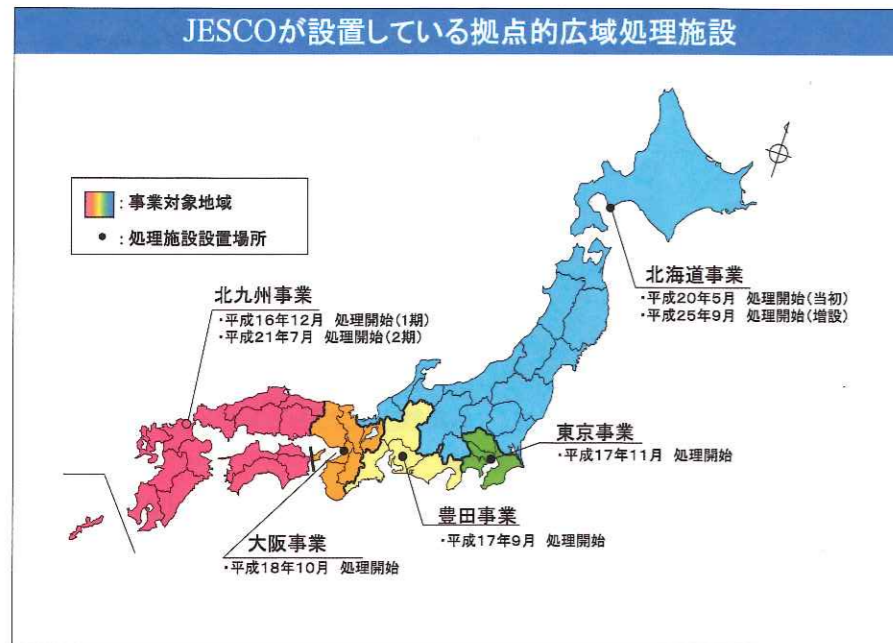


図1 JESCOが設置している拠点の広域処理施設

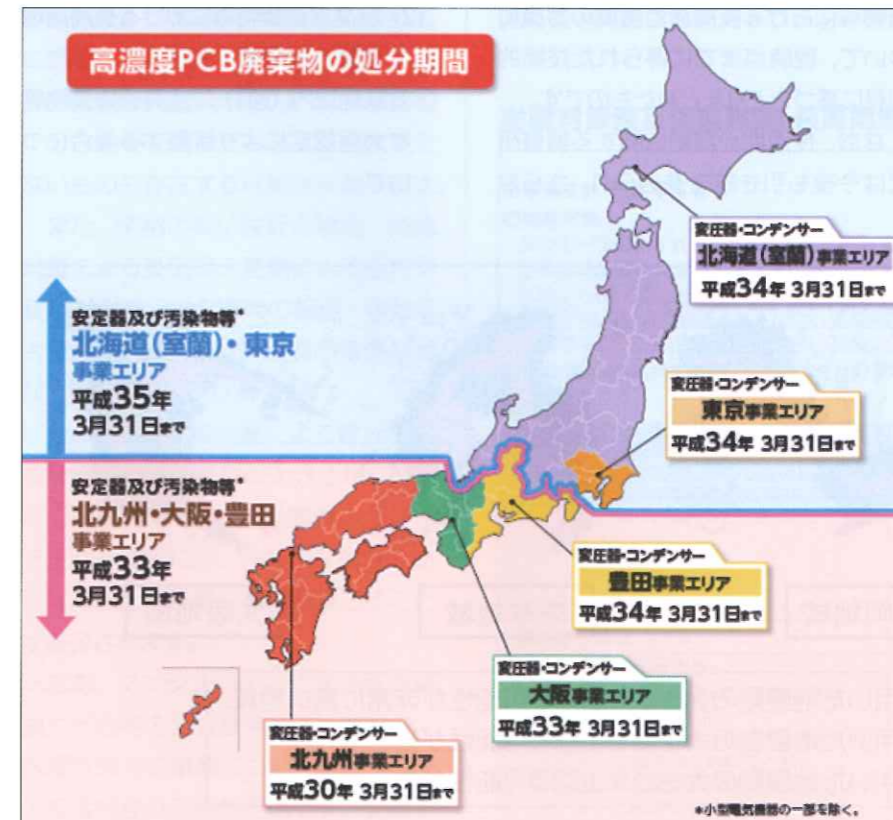


図2 高濃度PCB廃棄物の処分期間